

規則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月三日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七十号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表保健医療部の項中

保健医療政策課

を

保
感

保健医療政策課
感染症対策課

に改める。

第九条保健医療政策課の項中第七号から第九号までを削り、第十号を第七号とし、第十一号から第十六号までを三号ずつ繰り上げ、同項の次に次の一項を加える。

感染症対策課

- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関すること。
- 二 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行（危機管理課において所掌するものを除く。）に関すること。
- 三 予防接種法の施行に関すること。

第百八十八条第三項の表職員健康支援課及び医療人材課の項中「職員健康支援課」の下に「、感染症対策課」を加え、同表保健医療政策課の項中「保健医療政策課」を「感染症対策課」に改める。

附則

この規則は、令和二年七月六日から施行する。